

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年9月5日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	宮崎県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	113-2-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.pref.miyazaki.lg.jp/johoseisaku/shakaikiban/johotsushin/20150119152713.html

執行機関名 宮崎県知事

知事等(教育委員会)が行う私立高等学校等への奨学給付金の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	宮崎県私立高等学校等奨学給付金の給付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1第2の項 宮崎県私立高等学校等奨学給付金の給付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	宮崎県私立高等学校等奨学給付金給付要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	県は、低所得世帯の私立高等学校等に在学する高校生等の授業料以外の教育に必要な経費負担を軽減するため、予算で定めるところにより、宮崎県私立高等学校等奨学給付金(以下、「給付金」という。)を給付することとし、その給付についてはこの要綱に定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		宮崎県私立高等学校等奨学給付金給付要綱